

ゴルフパートナー認定資格「日本ゴルフプロフェッショナルコーチ」
プログラムの利用に関する契約条項

この契約条項（以下「本条項」といいます）は、株式会社ゴルフパートナー（以下「当社」といいます）の運営する「日本ゴルフプロフェッショナルコーチ」プログラム（以下「本プログラム」といいます）の受講者（以下「受講者」といいます）と当社との間の契約の内容となるものです。本条項のすべてに同意いただくことが利用の条件となりますので、受講者は、受講に先立って以下の内容をよく確認するものとします。

1. 申込方法

（１）受講者は本契約条項を確認し、当社の指定するオンラインフォーム上で必要事項を入力し受講の申し込みを行うものとします。本契約条項に同意しない場合には、受講申し込みはできません。

（２）申込後、受講者は所定の受講料を振り込むものとします。振込に要する手数料は受講者の負担となります。

（３）申込の内容と受講料の入金を確認し、当社が申込を承諾したときに、当社と受講者の間に本プログラムの受講契約が成立します。

（４）当社は第9条に列举する場合や当社の開示する申し込み条件を満たさない場合のほか、当社の任意の判断により申込を承諾しないことがあります。この場合、当社は承諾しなかった理由の説明義務を負いません。

2. 受講料

（１）受講料は30万円（消費税10%別途）です、

（２）受講料は、当社が本プログラムで提供する講習、情報、検定制度に対する対価です。

（３）一度お支払い頂いた受講料はいかなる理由があっても返金はいたしません。ただし、当社の故意または重過失によって本プログラムの一部またはすべてが提供できなかった場合には、提供できなかった割合に応じて返金を行います。

3. その他費用

（１）講習・検定のためのゴルフ場のラウンド代、往復交通費その他諸費用は、本契約条項に明記がある場合を除き、すべて受講者の負担となります。

4. 受講について

（１）受講開始後、受講日程の変更や振替はできません。

（２）複数名の受講者が同時に受講します。

5. 認定資格について

(1) 当社の提供する講座の受講後、受講者が当社所定の認定基準を満たしたときは、当社は当該受講者を「日本ゴルフプロフェッショナルコーチ」として認定し、認定証を発行します(以下、認定を受けた受講者を「認定者」といいます)。

(2) 認定の有効期間は毎年1月1日から12月31日までの1年間とします。なお、年の途中で認定を受けた場合であっても、初回の認定の有効期間は12月31日までとなり、延長はされません。

(3) 当社の案内に従い、翌年分の年会費を支払うことで、認定資格を1年間延長することができます。所定期日までに年会費の支払いを当社が確認できない場合、認定はその年の12月31日をもって失効します。

(4) 年会費の支払いを期限内に行わず、認定が失効した場合であっても、失効から1年以内に当年分の年会費を支払うことで、認定資格の復活をすることができます。この場合の資格の有効期間は当年の12月31日までとなります。

6. 年会費

(1) 認定を受けた後、2年め以降(認定の翌年1月1日以降)は、年会費2万円(消費税10%別)の支払いが必要です。

(2) 当社は毎年10月末までに、当社指定のサイト(URLを記載してください)に認定の更新の案内を表示します。所定期日までに年会費の支払いを行った認定者に対し、翌年度の認定証書を発行します。

(3) 年会費の支払は、当社の指定する金融機関口座への振込とします。振込手数料は認定者の負担となります。

7. 保証の否定

(1) 当社は、受講者が本プログラムの受講により、知識・技術の向上、その他本プログラムの受講目的を達成することを保証しません。

(2) 当社は受講者がかならず認定に合格することを保証しません。

8. 通知

認定更新のご案内、認定証書の発行等を含む当社からのご連絡は、認定者が当社に届出た電子メールアドレスへの電子メールの送付またはホームページへの掲示等、当社が適切と認める方法で行います。登録情報に変更が生じたときには速やかに当社にご連絡ください。変更の連絡がなされない場合や遅れてなされた場合に受講者または認定者が負う不利益に対しては、当社は一切の責任を負いません。

9. 当社による契約の解除

(1) 当社は、受講者または認定者が下記に該当する場合、何らの催告も要さず、ただちに本プログラムの利用契約を解除することができます。

- 1.法令または公序良俗に違反する行為、もしくは、犯罪行為が判明したとき
- 2.威圧的な言動、風紀を乱す行為があったとき
- 3.他の受講者・認定者や検定会場の他の利用者を含む第三者に不利益、損害、不快感を与え、もしくは迷惑になる行為があったとき
- 4.当社の営業を妨害するおそれのある行為があったとき
- 5.本プログラムに関し、当社が許諾しない宣伝、広告、勧誘、または営業行為があったとき
- 6.講師、他の受講者・認定者の同意を得ない撮影およびソーシャルネットワーク上への掲載、送信行為があったとき
- 7.当社の業務に従事するスタッフに対し、暴言行為を含むハラスメントや暴力的要求、または合理的範囲を超える負担を要求する行為があったとき
- 8.本プログラムの利用において当社の指示に従わない等、本プログラムの利用契約の履行が困難と当社が判断したとき
- 9.反社会的勢力に該当したとき
- 10.威圧的な態度または言動、日常会話が難しいなど、受講が困難と当社が判断したとき
- 11.その他、当社が本プログラムの利用契約の継続が困難と判断したとき

(2) 前項に基づく解除の場合、当社は、受講者または認定者から受領した金銭を一切返金しないものとし、受講者または認定者は、当該解除について一切異議を述べないものとします。

(3) 認定者が第1項に従って契約解除された場合、認定は除名となり、認定者は以降「日本ゴルフプロフェッショナルコーチ」の名称をいかなる場面でも使用することができません。

10. 権利

(1) 本プログラムにかかる商標権、著作権を含む一切の知的財産権は当社に帰属します。ただし、認定者は当社の定める範囲で「日本ゴルフプロフェッショナルコーチ」の名称を使用することができます。

(2) 著作権、知的財産権等に関する法令に違反する行為を行った場合、法令に基づく各措置を行います。

11. 免責事項

(1) 当社は以下に定める事項について、当社の故意または重過失が認められる場合を除き一切責任を負いません。

- 1.受講者・認定者間や第三者とのトラブル、紛争等によって発生した損害
- 2.天変地異その他の不可抗力、または検定施設の事情等、当社の責めに帰し得ない事由によ

り発生した損害

3. プログラム内容、講師変更、実施場所の変更

4. 弊社施設利用時、及び講習中、検定中の紛失、盗難、破損等の事故が発生した場合

(2) 本契約条項または法令の定めにより当社が損害賠償責任を負う場合には、その上限は受講料と同額とします。

1 2. 受講者・認定者の肖像等

受講者および認定者は、受講中に当社または当社の指定する者が画像、映像、音声等を撮影または録画することがあり、これが当社または本プログラムの宣伝、販促、事業紹介等の目的で使用されることがあることをあらかじめ確認し、地域および期間の制限なくその利用を承諾します。使用は紙、オンライン（公式 HP、SNS 等）等媒体を問いません。

1 3. 中途解約

受講者および認定者は、当社の指定する方法で手続きすることにより、本プログラムの利用契約を解約することができます。ただし、この場合も、受講料、更新料を含むいかなる金銭も返還しません。

1 4. 秘密保持義務

(1) 受講者および認定者は、当社より交付または貸与されたマニュアル等・書類・資料、その他本プログラムに関する情報を、第三者の目に触れないように厳重に保管し、当社の書面による事前承認を得ない限り、自ら転写・複写等をし、または第三者をして閲覧・転写・複写等をさせてはならないものとします。

(2) 受講者および認定者は、本契約終了後も本条の義務を負うものとします。

(3) 受講者および認定者は、本契約期間中であるか、契約終了後であるかを問わず、本条の秘密保持義務に違反した場合は、違反により当社に与えた損害を「1 5」の定めに従って負担するものとします。

1 5. 損害賠償

受講者および認定者は、本契約条項に違反して当社に損害を与えた場合、その損害（合理的な弁護士費用を含みます）を賠償します。

1 6. 認定資格有効期間後の処理

認定者は、認定資格の有効期間が終了（終了事由のいかんを問いません）したときは、ただちに認定証書を当社の指示に従って返却するとともに、認定者の行ったすべての掲示（SNS 等、オンラインでの表示を含みます）から、自らが認定者であることを示す表示をすべて削除するものとします。資格の終了後はいかなる理由があっても認定者である旨の表示をす

ることはできません。本項に違反した場合には、違約金として金300,000円を当社に支払う義務を負い、これを超える損害を当社に与えた場合には「15」の定めに従ってこれを賠償するものとします。

17. 個人情報

当社が本プログラムの利用契約に関して受講者または認定者から収集した個人情報は、当社のプライバシーポリシー (<https://www.golfpartner.co.jp/privacy/>) に従って取り扱います。

18. 本プログラム・契約条項の変更

(1) 当社は、当社の任意の判断により、予告なく本プログラムの内容を変更し、または終了することがあります。

(2) 当社は、任意の判断により本契約条項の内容を変更することがあります。原則として事前に個別受講者・認定者への通知は行いませんので、当社公式サイト（ ）から最新の契約条項をご確認ください。

(3) 前項にかかわらず、本契約条項の変更の場合は、あらかじめ合理的な期間をもって規約変更を実施する旨、変更内容および変更予定日を当社公式サイトへの掲載その他当社が適当と認める方法でこれを周知します。変更内容に不同意の場合は本プログラムを利用することができなくなりますので、変更予定日までに第13条に従って解約の手続きを行ってください。

(4) 前二項の定めにかかわらず、法令上会員の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で受講者・認定者の同意を得るものとします。同意しない場合の解約手続は、前項に定めるところによるものとします。

19. 裁判管轄

本プログラムに関し、訴訟の必要があるときは、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上